（様式第４号）

秘密保持誓約書兼必要資料請求書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、神戸市（以下「甲」という。）が実施する「子育て応援サイト「こどもっとKOBE」運用・保守業務委託」（以下「本業務」という。）についての公募型プロポーザル提案書作成に関し、以下のとおり秘密保持誓約書を提出する。

（秘密保持の範囲）

第１条 本誓約書において秘密情報とは、本業務への提案に関連する資料として甲から乙に開示される情報のうち、甲が開示に際して秘密であることを表示した一切の情報をいう。なお、口頭、実演、上映、投影、その他書面又は物品以外の媒体により秘密情報を開示する場合には、甲は開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後30日以内に、当該秘密情報を書面にて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、乙に送付するものとする。

２ 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。

⑴ 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか、又は公知の情報

⑵ 乙が甲から開示を受けた後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報

⑶ 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（秘密情報の使用制限）

第２条 乙は、本業務についての提案書作成に関係する従業員、業務の一部の再委託先として想定する第三者の従業員、（および共同事業体を構成する場合にあっては、共同事業体構成員の従業員）以外の第三者に対して、秘密情報を遺漏・開示しないものとする。

２ 乙は、本業務についての提案書を作成する目的にのみ秘密情報を使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないものとする。

３　共同事業体を構成する場合には、共同事業体と構成員との間で結ぶ協定において、本件秘密情報の取扱いについて規定すること。

４ 前２項の規定にかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、乙は、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

（損害賠償）

第３条 乙が前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

（秘密情報の廃却）

第４条 乙は、甲から要請された場合及び本業務が終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要が無くなったと判断する場合は、遅滞なく乙の責任において適切な廃却措置を講ずるものとする。

（秘密保持義務の継続）

第５条 乙は、本業務の終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

（その他）

第６条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

（様式第４号）

乙は以上の内容について成約したうえで、甲に対し本業務への提案書策定のため、秘密情報である下記の資料について請求する。

記

□　サーバー構成図
□　システム設計書
□　API 仕様書
□　PowerCMS_コンテンツ構成

（必要な資料の□を■に変えてください。）

令和　年　　月　　日

（所 在 地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（会 社 名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（責任者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿